

札幌医科大学受託研究取扱規程（平成19年4月1日規程第170号）

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌医科大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める治験及び製造販売後調査等の受入れに係る事項については別に定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託研究 本学が、本学以外の者から委託を受けて行う研究で、これに要する経費（以下「研究に要する経費」という。）を委託しようとする者が負担するものをいう。
- (2) 研究委託者 受託研究の委託をしようとする者をいう。
- (3) 研究担当者 本学の教職員で受託研究を行う者をいう。

（受託研究の基準）

第3条 受託研究は、本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

（受託研究の条件）

第4条 受託研究は、次の各号に掲げる条件のもとに行うものとする。

- (1) 受託研究は、研究委託者がこれを正当な理由なく又は一方的に中止することはできないこと。また、やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、本学はそれによって生ずる損害の一切の責任を負わないこと。
- (2) 研究委託者は、研究に要する経費を本学が指定する期間内に納入することとし、一旦納入された研究に要する経費は原則として返還しないこと。
- (3) 受託研究により取得した設備、備品等は本学に帰属すること。
- (4) 受託研究の結果、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権その他これらに準ずる権利（以下「知的財産権等」という。）が生じた場合は、原則として本学単独の権利として取り扱い、これを研究委託者に無償で使用させ又は譲与することはできないこと。
- (5) 受託研究の実施に起因して本学が損害を破り、又は第三者に損害が発生したときは、本学教職員の故意又は重大な過失に因る場合を除き、その損害は研究委託者が賠償すること。
- (6) その他札幌医科大学長（以下「学長」という。）が必要と認めること。

（研究に要する経費）

第5条 研究委託者から提供を受ける研究費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 受託研究の遂行に要する謝金、旅費、消耗品費、設備備品費、その他の直接的な経費（以下「直接経費」という。）
- (2) 受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要となる研究設備投資費及び維持費、事務手続き等の経費、光熱水費、本来の教育研究活動のために有する組織や設備等を利用するための経費、その他の管理的な経費（以下「間接経費」という。）

2 前項第2号による間接経費の額については、直接経費の30パーセントに相当する額以上の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 研究委託者が国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号））第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）別表に掲げる法人、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号））第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）及び大学共同利用機関法人（同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）並びに地方公共団体、特定地方独立行政法人（地方

独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）及び一般地方独立行政法人（同法第55条に規定する一般地方独立行政法人（本学を除く。）をいう。）（これらの者から研究を委託された者を含む。）である場合  
(2) その他学長が特に必要と認めた場合

（申請手続）

第6条 研究委託者は、研究担当者を経て、学長に受託研究の受入れ申請書を提出するものとする。

2 研究担当者は、前項の申請と併せて当該受託研究の受入れ計画書を学長に提出するものとする。

（受託の決定）

第7条 学長は、受託研究受入れ申請書の提出があったときは、受入れの承認又は不承認の決定をしなければならない。

2 学長は、第1項の決定にあたり、あらかじめ適切な審査機関の議を経ているかを確認する。

3 学長は、第1項の決定をしたときは、その内容を研究委託者に通知するものとする。

4 学長は、第1項の決定により受入れの承認を決定したときは、研究委託者と契約を締結するものとする。

（研究の中止）

第8条 研究担当者は、受託研究を中止する必要があるときは、学長にその旨を届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出を受けたときは、研究委託者にその旨を通知するものとする。

（研究の終了）

第9条 研究担当者は、受託研究が終了したときは、研究委託者にその旨を報告するとともに、学長に完了の報告をするものとする。

（研究の重大な変更）

第10条 受託研究の研究期間の変更その他重大な変更については、第6条及び第7条の規定を準用する。

（研究成果の公表）

第11条 受託研究による研究成果については、原則として公表するものとする。

（契約の解約）

第12条 本学は、研究委託者が研究に要する経費を所定の納入期限までに振り込まないときは、受託研究契約を解約できるものとする。

2 本学又は研究委託者は、相手方が受託研究契約について重大な違反をしたときは、契約を解約することができるものとする。

（庶務）

第13条 この規程の施行に係る庶務は、事務局研究支援課において処理する。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規定第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規程第19号）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日までに締結した受託研究契約及び当該契約に係る変更契約の研

究に要する経費については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。